

昭和二十五年厚生省令第三十五号

クリーニング業法施行規則

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）を実施するため、クリーニング業法施行規則を次のように定める。

（消毒を要する洗たく物）

第一条 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）第三条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。

- 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
三 おむつ、パンツその他これらに類するもの
四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

（苦情の申出先の明示）
第一条の二 法第三条の二第二項の規定による苦情の申出先の明示については、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。
二 クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする車両を用いた店舗（以下「無店舗取次店」という。）においては、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布する。

（営業者の届出）
第一条の三 法第五条第一項の規定による開設の届出は、次の事項を記載した届出書を開設地を管轄する都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては市長又は区長。次項及び第二条の二から第五条の五までにおいて同じ。）に提出することによつて行うものとする。

- 一 クリーニング所の名称
二 クリーニング所の所在地
三 クリーニング所の構造及び設備の概要
四 クリーニング所の構造及び設備の概要
五 営業者（管理人を置いたときは、その管理人を含む。）の氏名、本籍及び生年月日又は名称並びに住所
六 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
七 従事者数
八 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨
九 法第三条第三項第五号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨
法第五条第二項の規定による営業の届出は、次の事項を記載した届出書を営業しようとする区域ごとに当該区域を管轄する都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

- 一 無店舗取次店の名称
二 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所
三 営業区域
四 営業開始の予定年月日
五 業務用車両の構造の概要
六 営業者の氏名、本籍、生年月日、住所及び電話番号又は名称、住所及び電話番号
七 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
八 従事者数
九 法第三条第三項第五号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨
法第五条第二項の規定による営業の届出は、次の事項を記載した届出書を営業しようとする区域ごとに当該区域を管轄する都道府県知事に提出することによつて行うものとする。

- 一 従事者数
二 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
三 譲渡の年月日
四 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
五 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号
若しくは車両番号
前項の届出書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。
前条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「次条第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
第二条の三 法第五条の三第二項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をクリーニング所の開設地又は無店舗取次店を営業しようとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
二 相続開始の年月日
三 相続開始の年月日
四 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
五 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号
若しくは車両番号
前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法律省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

- 一 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
二 第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第二条の三第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
第二条の四 法第五条の三第二項の規定により合併による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をクリーニング所の開設地又は無店舗取次店を営業しようとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
三 合併の年月日
四 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
五 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号
若しくは車両番号
前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。
第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第二条の四第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。
第二条の五 法第五条の三第二項の規定により分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書をクリーニング所の開設地又は無店舗取次店を営業しようとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
三 分割の年月日
四 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
五 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号
若しくは車両番号

2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

3 第二条の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において、同条中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第二条の五第一項」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(試験)

第三条 クリーニング師試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事(法第七条の二第一項の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。))の指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。))が当該クリーニング師試験に係る受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関に提出しなければならない。

一 履歴書
二 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

(指定試験機関の指定の申請)

第三条の二 法第七条の二第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
二 クリーニング師試験の実施に関する事務とするもの範囲
三 指定を受けようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立年における財産目録)
三 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の名簿及び略歴を記載した書類

六 現に行つている業務の概要を記載した書類

七 試験事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類

八 試験事務の実施に関する計画を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類(指定試験機関の名称等の変更の届出)

第三条の三 法第七条の四第二項の規定による指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届書によつて行わなければならない。

- 一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事務所の所在地
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由

2 前項の規定は、法第七条の五第二項の規定による指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出について準用する。この場合において、前項第一号中「又は主たる事務所の所在地」とあるのは、「主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地」と読み替えるものとする。

(役員の変更又は解任の認可の申請)

第三条の四 指定試験機関は、法第七条の六第一項の規定により役員の変更又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者の氏名、住所及び略歴又は解任しようとする役員の氏名
二 選任し、又は解任しようとする年月日
三 選任又は解任の理由

(試験委員の要件)

第三条の五 法第七条の七第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において法学若しくは公衆衛生学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
二 学校教育法に基づく大学において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるもの研究機関において公衆衛生学又はクリーニング技術に関する研究の業務に従事した経験を有するもの

三 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、衛生法規、公衆衛生学又はクリーニング技術について専門的な知識を有するもの

四 クリーニング師の免許を受けた後、十五年以上実務に従事した経験を有する者

(試験委員の選任又は変更の届出)

第三条の六 法第七条の七第三項の規定による試験委員の選任又は変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届書によつて行わなければならない。

- 一 選任した試験委員の氏名及び略歴又は変更した試験委員の氏名
二 選任し、又は変更した年月日
三 選任又は変更の理由

(試験事務規程の認可の申請)

第三条の七 指定試験機関は、法第七条の九第一項前段の規定により試験事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該試験事務規程を添えて、これを地方厚生局長等に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第七条の九第一項後段の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由
四 法第七条の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。))の法第七条の九第二項の規定に基づく意見の概要

(試験事務規程の記載事項)

第三条の八 法第七条の九第三項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務の実施の方法に関する事項
二 受験手数料の収納の方法に関する事項
三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五 その他試験事務の実施に関し必要な事項(事業計画及び収支予算の認可の申請)

第三条の九 指定試験機関は、法第七条の十第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨及び同条第二項の規定による委任都道府県知事の意見の概要を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを地方厚生局長等に提出しなければならない。

2 第三条の七第二項の規定は、法第七条の十第一項後段の規定による事業計画及び収支予算

変更の認可について準用する。この場合において、第三条の七第二項第四号中「第七条の九第二項」とあるのは、「第七条の十第二項」と読み替えるものとする。

(帳簿)

第三条の十 法第七条の十一の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委任都道府県知事
二 クリーニング師試験を施行した日
三 試験地
四 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日及び可否の別

2 法第七条の十一に規定する帳簿は、委任都道府県知事ごとに備え、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験結果の報告)

第三条の十一 指定試験機関は、クリーニング師試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 クリーニング師試験を施行した日
二 試験地
三 受験申込者数
四 受験者数
五 合格者数

2 前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

(試験事務の休止又は廃止の許可の申請)

第三条の十二 指定試験機関は、法第七条の十四第一項の規定により試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
二 休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日
三 休止又は廃止の理由

(試験事務の引継ぎ等)

第三条の十三 法第七条の十七第一項の規定により委任都道府県知事が試験事務を行うこととなつた場合、地方厚生局長等が法第七条の十四第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、若しくは法第七条の十五第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定試験機関に試験事務を行わせな

いこととした場合における試験事務の引継ぎに
関して必要な事項は次のとおりとする。
一 試験事務を委任都道府県知事に引き継ぐこ
と。
二 試験事務に関する帳簿及び書類を委任都道
府県知事に引き渡すこと。
三 その他地方厚生局長等又は委任都道府県知
事が必要と認める事項を行うこと。

（免許申請手続）
第四条 法第六条に規定するクリーニング師の免
許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及
び生年月日を書いた申請書に次の書類を添え
て、クリーニング師試験合格地の都道府県知事
（法第七条の二第二項に規定する指定試験機関
の行ったクリーニング師試験を受けた者にあつ
ては、当該試験事務を当該指定試験機関に行わ
せることとした都道府県知事）に申請しなけれ
ばならない。
一 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある
住民票の写し（クリーニング師試験の申請時
から氏名又は本籍に変更があつた者について
は、戸籍謄本又は戸籍抄本）
二 業務を行おうとする場所を記載した書類
（免許証）

第五条 クリーニング業法施行令（昭和二十八年
政令第二百三十三号）第一条第一項の規定によ
りクリーニング師に交付する免許証は、別記様
式による。
（免許証の再交付）
第六条 クリーニング師が免許証を破り、汚し、
又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は
汚した場合においてはその免許証を添え、一月
以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申
請をしなければならぬ。
2 前項の規定によつて、免許証の再交付を申請
した後、失つた免許証を発見したときは、五日
以内に免許を与えた都道府県知事に提出しなけ
ればならない。
（登録事項）
第七条 法第八条に規定する原簿には、次の事項
を登録しなければならない。
一 登録番号及び登録年月日
二 本籍
三 氏名及び生年月日
四 登録抹消の年月日及びその事由
五 免許証再交付の年月日及びその事由
（免許証の訂正の申請等）
第八条 クリーニング師は、その本籍又は氏名を
変更したときは、十日以内に、免許証の訂正の

申請を免許を与えた都道府県知事にしなければ
ならない。
（免許取消）
第九条 法第十二条の規定により免許の取消処分
を受けた者は、五日以内に免許証を免許を与え
た都道府県知事に返納しなければならない。
（登録の抹消）
第十条 クリーニング師は、免許証を免許を与え
た都道府県知事に返納することによつて登録の
抹消を申請することができる。
2 クリーニング師が死亡し、又は失そのの宣告
を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第
二百二十四号）に規定する届出義務者は、一月
以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返
納しなければならない。
（クリーニング師の研修）
第十条の二 クリーニング師の業務に従事するク
リーニング師は、業務に従事した後一年以内に
法第八条の二の規定による研修（以下「研修」
という。）を受けるものとする。
2 クリーニング師の業務に従事するクリーニン
グ師は、前項の研修を受けた後は、三年を超え
ない期間ごとに研修を受けるものとする。
（業務従事者に対する講習）
第十条の三 営業者は、クリーニング所の開設の
日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以
内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店の
クリーニング業務に関する衛生管理を行う者と
して、その従事者の中からその従事者の数に五
分の一を乗じて得た数（その数が一に満たない
ときは一とし、その数に一に満たない端数を生
じたときは、その端数を一として計算する。）
の者を選び、その者に対し法第八条の三の規定
による講習（以下「講習」という。）を受けさ
せるものとする。
2 営業者は、前項の講習を受けさせた後は、三
年を超えない期間ごとに前項と同様の方法で選
んだ者に対し講習を受けさせるものとする。
3 前二項の場合において、前条の規定により研
修を受けたクリーニング師は、講習を受けた者
とみなす。
（環境衛生監視員）
第十一条 法第十条第一項の職権を行う者を環境
衛生監視員と称し、同条第二項において準用す
る法第七条の十三第三項の規定により携帯すべ
き証明書は別に定める。
（権限の委任）
第十二条 法第十四条の二第一項の規定により、
次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局
長に委任する。

一 法第七条の二第二項に規定する権限
二 法第七条の四第二項に規定する権限
三 法第七条の五第一項に規定する権限
四 法第七条の六（法第七条の七第四項におい
て準用する場合を含む。）に規定する権限
五 法第七条の七第三項に規定する権限
六 法第七条の九第一項及び第四項に規定する
権限
七 法第七条の十第一項及び第三項に規定する
権限
八 法第七条の十二第一項に規定する権限
九 法第七条の十三第一項に規定する権限
十 法第七条の十四第一項及び第三項に規定す
る権限
十一 法第七条の十五第一項及び第二項に規定
する権限
十二 法第七条の十六第二項に規定する権限
十三 法第七条の十七第一項に規定する権限
十四 法第十四条の二の二に規定する権限
十五 法第十四条の二の二に規定する権限
十六 法第十四条の二の二に規定する権限
十七 法第十四条の二の二に規定する権限
十八 法第十四条の二の二に規定する権限
十九 法第十四条の二の二に規定する権限
二十 法第十四条の二の二に規定する権限
二十一 法第十四条の二の二に規定する権限
二十二 法第十四条の二の二に規定する権限
二十三 法第十四条の二の二に規定する権限
二十四 法第十四条の二の二に規定する権限
二十五 法第十四条の二の二に規定する権限
二十六 法第十四条の二の二に規定する権限
二十七 法第十四条の二の二に規定する権限
二十八 法第十四条の二の二に規定する権限
二十九 法第十四条の二の二に規定する権限
三十 法第十四条の二の二に規定する権限

（電磁的記録媒体による手続）
第十三条 次の各号に掲げる書類の提出について
は、これらの書類に記載すべき事項を記録した
電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁
气的方式その他の人の知覚によつては認識するこ
とができない方式で作られる記録であつて、電
子計算機による情報処理の用に供されるものを
いう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者
又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並
びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載
した書類を提出することによつて行うことがで
きる。
一 第三条の二第一項に規定する申請書
二 第三条の三第一項に規定する届書
三 第三条の四に規定する申請書
四 第三条の六に規定する届書
五 第三条の七第一項に規定する申請書
六 第三条の七第二項に規定する申請書
七 第三条の九第一項に規定する申請書
八 第三条の十二に規定する申請書

この省令は、公布の日から施行する。但し、
第一条第一項第六号及び同条第三項の規定は、
昭和二十七年六月三十日まで適用しない。

附則（昭和二十八年一月五日厚生省令
第六二号）
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十
八年九月一日から適用する。
附則（昭和三十三年九月二日厚生省令
第二一号）
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（国民学校高等科を修了した者等と同等以上の
学力のあると認められる者）
2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭
和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定
により旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四
八号）による国民学校の高等科を修了した者又
は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）
による中等学校の二年の課程を修了した者と同
等以上の学力があると認められる者は、次の通
りとする。
一 旧師範教育令（昭和十八年勅令第九号）
による附属中学校及び附属高等女学校の第二
学年を修了した者
二 旧盲学校及聾哑学校令（大正十二年勅令第
三百七十五号）によるるあ学校の中等部第
二学年を修了した者
三 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九
号）による高等学校尋常科の第二学年を修了
した者
四 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十
四号）による普通科の課程を修了した者
五 内地以外ノ地域ニ於ケル学校ノ生徒、児童
卒業者ノ他ノ学校へ入学及転学ニ関スル規程
（昭和十八年文部省令第六十三号）第一条か
ら第三条まで、第五条及び第七條の規定によ
り国民学校の高等科を卒業した者、中等学校
の二年の課程を修了した者又は第三号に掲げ
る者と同じの取扱を受ける者
六 前各号に掲げる者のほか、地方厚生局長又
は地方厚生支局長において国民学校の高等科
を修了した者又は中等学校の二年の課程を終
了した者とおおむね同等の学力を有すると認
めることができるものと認定した者
附則（昭和三十九年七月二〇日厚生省令
第三五号）抄
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五十二年一月一八日厚生省令
第一号）抄
（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。但し、
第一条第一項第六号及び同条第三項の規定は、
昭和二十七年六月三十日まで適用しない。

この省令は、公布の日から施行する。但し、
第一条第一項第六号及び同条第三項の規定は、
昭和二十七年六月三十日まで適用しない。

この省令は、公布の日から施行する。但し、
第一条第一項第六号及び同条第三項の規定は、
昭和二十七年六月三十日まで適用しない。

この省令は、公布の日から施行する。但し、
第一条第一項第六号及び同条第三項の規定は、
昭和二十七年六月三十日まで適用しない。

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和五三年五月二三日厚生省令第二七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年三月二七日厚生省令第一六号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

3 この省令の施行の際、現にクリーニング師免許を受けている者については、この省令による改正後のクリーニング業法施行規則第六條、第八條、第九條及び第十條中「免許を与えた都道府県知事」とあるのは、「登録地の都道府県知事」と読み替えるものとする。

附則 (昭和六〇年十一月一九日厚生省令第四二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

4 この省令の施行の際現に環境衛生監視員が携帯する証票又は証明書は、この省令による改正後の様式による証票又は証明書とみなす。

附則 (昭和六一年八月九日厚生省令第四二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附則 (平成元年三月二七日厚生省令第一二号) 抄
この省令は、平成元年四月一日から施行する。

1 この省令の施行の際、現にクリーニング師の業務に従事しているクリーニング師に対する第十條の二第一項の規定の適用については、同項中「業務に従事した後一年以内」とあるのは、「この省令の施行後三年以内」と読み替えるものとする。

2 この省令の施行の際、現にクリーニング師の業務に従事しているクリーニング師に対する第十條の二第一項の規定の適用については、同項中「業務に従事した後一年以内」とあるのは、「この省令の施行後三年以内」と読み替えるものとする。

3 この省令の施行の際、現にクリーニング師を開設している営業者に対する第十條の三第一項の規定の適用については、同項中「クリーニング師の開設後一年以内」とあるのは、「この省令の施行後三年以内」と読み替えるものとする。

附則 (平成六年七月一日厚生省令第四七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成八年十二月二十六日から施行する。

6 この省令による施行前のそれぞれの省令の規定によりされた申請、届出その他の手続は、附則第二項から前項までの規定に定めるものを除き、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の手続とみなす。

附則 (平成二二年三月三〇日厚生省令第五六号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三〇日厚生省令第五七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年一月六日) から施行する。

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一三年三月二七日厚生労働省令第四〇号) 抄
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年八月二七日厚生労働省令第二一〇号) 抄
この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則 (平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日厚生労働省令第七五号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三三号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六三三号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年七月一四日厚生労働省令第一四〇号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年二月八日厚生労働省令第一九六号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和五年八月三日厚生労働省令第一〇一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年八月三日厚生労働省令第一〇一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年八月三日厚生労働省令第一〇一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年八月三日厚生労働省令第一〇一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月二六日厚生労働
省令第一六一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年二月二七日厚生労働
省令第一六五号）
この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

別記様式
（様式）免許の申請時等に提出又は添付する様式が、記載内容は、氏名と
併せて記載する。

クリーニング師免許証
本籍地（都道府県名）
（氏 名）
年 月 日生
昭和二十五年法律第二百七号クリーニング業法により クリーニング師の免許を与える。 よってこの証を交付する。
令和 年 月 日
都道府県知事
（都道府県登録番号）